

○笠井委員 日本共産党の笠井亮です。

東京電力福島原発事故から間もなくもう九カ月になります。いまだに事故収束もままならず、事故調査結果も出ていない。放射能汚染、そして被害者への全面賠償の問題でもまだまだであります。国内の再稼働も新增設もできないという状況になっている。そんなときになぜ原発輸出かと、福島県民を初めとして多くの国民から怒りを込めた声が上がっております。直近の世論調査でも、六五%が原発輸出に反対し、賛成の三一%の倍以上であります。

玄葉大臣、それなのに、なぜ今、原子力協定の承認を求めるのか、端的にお答えください。

○玄葉国務大臣 これは、先ほど来から申し上げていますが、三・一一があった、この事故の経験と教訓を世界と共有することが重要だ、そして国際的な原子力安全の向上に貢献をしていく、これは我が国が果たすべき責務であるというふうに考えております。

この観点から、先ほど御指摘がありましたけれども、やはり諸外国が希望する場合、相手国の事情を見きわめながら、核不拡散、平和利用、これを確保して、相手国に高い水準の安全性を有するものを提供する、そういう原子力協力を行っていく、これには基本的な意義というものがあろう、あるというふうに考えています。つまりは、相手国の原子力安全の向上に資するという意義がやはりあるんだろうというふうに思っているところであります。

このため、やや繰り返しになりますけれども、原子力協定の枠組み、今回、四協定の御承認をお願いしているわけでありまして、この協定の枠組みを整備するかどうかということについては、核不拡散の観点、そして相手国の原子力政策、相手国の日本への信頼と期待、そして二国間関係等、総合的に踏まえて個別に検討していくということでありまして、今回御承認をお願いしている国、これらはまさに、個別に検討した結果、原子力協力を行う意義があるというふうに判断をしたということでございます。

○笠井委員 たとえ相手国が求めても、三・一一の経験、教訓と言うならば、事故を起こして甚大な被害を生み出した日本としては、とても輸出できないと言ってこそ責任が果たせるんだと思うんです。ところが、そこまでして原発を輸出して海外との原子力協力を求める意義がどこにあるのか。

今回の四つの原子力協定の概要について、私の手元にも外務省が配付した説明資料がございます。この中には、赤いゴシックで次のような記述があります。我が国とロシア、韓国、ベトナム、ヨルダンとの間でというのでそれぞれありますが、「移転される核物質、原子力関連資機材及び技術の不拡散・平和的利用を法的に確保することが可能となる。特定のビジネスやプロジェクトについて取り決めるものではないが、我が国由来の原子力関連資機材等の不拡散・平和的利用の確保に関する相手国の義務が明確となる。また、原子力安全の強化等に関し協定に基づく協力の促進が可能となる。」こうあります。

大臣、要するに、これが端的に協定の意義といいますか意味、役割だということでもいいんでしょうか。そうかどうかだけ教えてください。

○玄葉国務大臣 そもそも協定の枠組みというのは、まさにこの資機材とかを移転するなどですけれども、そういったときに、それが不拡散の観点、あるいは平和利用がなされるものを担保するとか確保する、そういうことを行うためにこういった協定を結ぶということ、その意義があるということはそのとおりでございます。

○笠井委員 ところが、意義があると言われたんですが、外務省から以前に配付された説明資料はどうだったか。通常国会で外務省が提示した資料とは、この部分の表現が異なっている部分があるわけですね。以前の資料にはどのように書かれていたか答えてください。(玄葉国務大臣「ちょっとお時間下さい。済みません」と呼ぶ)

○田中委員長 速記をとめてください。

〔速記中止〕

○田中委員長 速記を起こしてください。

玄葉外務大臣。

○玄葉国務大臣 通常国会のときの今の御指摘の点について申し上げますと、これはロシアでございますけれども、「我が国とロシアとの間で移転される核物質、原子力関連資機材及び技術の不拡散・平和的利用を確保すると共に、我が国企業の積極的な原子力ビジネス展開が可能となる。」こういうふうに書いてございます。

○笠井委員 通常国会のときということで配ったものを私が受け取って、またそっちへ持っていかれて読んだんだけど、今、外務省のホームページを開いたって同じことが、通常国会のバージョンがあるんですよ。きょうだって朝見してきましたから。

要するに、以前に、ついこの間配付された、しかも今外務省のホームページで載っているのは、さっき私が読み上げて大臣がそうだとおっしゃったのと違って、当該部分については「我が国企業の積極的な原子力ビジネス展開が可能となる。」ということが意義の中で説明した肝心の部分で、わざわざ傍線まで引いて書いてあったわけですけども、その説明の表現を書き改めて、なくして違うふうにした理由は何ですか。

○佐藤政府参考人 お答えします。

通常国会の冒頭は、御存じのように、三・一一よりも前でございました。同じ内容の協定でも、その時々説明が必要な、期待されているものがちゃんと盛り込まれるように配慮しながらつくっております。

○笠井委員 では、その「ビジネス展開が可能となる。」ということは、もう必要でないという話になった、意義づけではなくなったということなんでしょうか。今、外務省のホームページには依然としてそのバージョンが載っているんだけど、その整合性はどうなるんですか。

○佐藤政府参考人 その時々説明を想定している相手方、皆様の御関心にこたえるように時点修正をいたします。

ただ、書いていることは、いつの時点のものであっても、間違ったことは書いてございません。強調する点が異なっているということでございます。

○笠井委員 では、前回の説明資料、そして外務省のホームページに今でも載っている、「我が国企業の積極的な原子力ビジネス展開が可能となる。」という表現を削除した理由は何ですか。国民の関心がなくなったと。国民のせいですか。

○佐藤政府参考人 ビジネス展開が可能になるということは事実でございますし、それから、今提出させていただいているもので、不拡散等の確保に関する相手国の義務が明確となる、あるいは

は、もう一つ書いてございますけれども、「原子力安全の強化等に関し協定に基づく協力の促進が可能となる。」これも事実でございます。今、しかし、皆様の関心にこたえるべく、強調点が異なっております。

○笠井委員 これは、協定の意義、意味について説明した基本資料でしょう。これを配って、この協定は大事だから通してくださいとやるんですよ。そのときに、傍線まで引いて、ビジネス展開が必要となるから通してくださいと説明してきたし、今も外務省はホームページでそういう説明をしているわけですよ。

これは、私、説明の文言にとどまらないと思うんです。外務省は、原子力ビジネスの展開を可能とすると説明してきたのは今回だけじゃないんです。例えば、日本とカザフスタンの原子力協定を審議したのが昨年四月二十一日の当委員会ですけれども、当時の武正外務副大臣は、本協定によって「原子力ビジネス展開を可能とする上でも、大変意義深いものでございます。」と、わざわざ、原子力協定というのはその点が意義深い、そこまで明確に答弁していたわけです。

さっき玄葉大臣も、ビジネスのこともあるんですということのを他の委員の質問の中で言われましたよね、この協定。まさに、この「我が国企業の積極的な原子力ビジネス展開が可能となる。」ということは、位置づけは変わっていないのか、そしてその意味はどういう意味なのか。これは大臣、教えてください。

○玄葉国務大臣 先ほど来から、おっしゃったように、平和利用、不拡散、こういった観点があって、ビジネス展開というのも、それはあるんだと思います。ただ、強調すべき点が違うからということで、先ほど答弁があったように、まさに書き方を修正したということではないかと思えます。

ただ、ビジネス展開が可能になるというのは、事実は事実として、それはそのとおりのことだろうというふうに思います。ただ、やはり何といってもこの協定は、私の理解では、不拡散そして平和利用、これを確保するというところに第一義的な理由がある、提案理由説明もそういったことを強調させていただいているということでございます。

○笠井委員 関心とか強調点で協定の意義が変わるのか、国会に対する説明が変わるのかと私も根本的に疑問を持ちますね。

結局、今の話を聞いていますと、審議官と大臣の話を伺っていると、「我が国企業の積極的な原子力ビジネス展開が可能となる。」という意義づけをしていた、それは変わらないけれども、福島事故前にそう言っていたけれども、事故の後そういうことを言うと、過酷事故があれだけあったので、それでは余りに表現が露骨で、国民から反発を受ける。それよりも、今の、配られているような新たなバージョンになっている、ホームページはまだ古いバージョンですが、「原子力安全の強化等に関し協定に基づく協力の促進が可能となる。」こう言った方が、事故があって、受けがいいから、通しやすいから変えたという話になるんじゃないですか。そういうことになりますよ。

ここに、日本原子力産業協会の国際部長が、ことし八月に、原子力技術協会の会議室で「福島事故後の原子力国際展開」と題して行った講演の概要があります。日本原子力産業協会といえば、電力会社や原子炉メーカー、大手ゼネコン、商社などで構成されて、日本の原発建設推進に深くかかわってきた団体であります。その国際部長が講演の中で次のように述べています。

「福島事故は日本の原子力の有り様を一変させた。起こりえないと考えていた過酷事故が大規模な災害を招いた。東電は実質的に債務超過になり、国の管理下に置かれ、今後は長期にわたっての事故の補償と復旧、地域の電力供給に専念せざるを得なくなり、原子力の国際展開には手が回らなくなっている。」「日本では、今後長期にわたって国内での新規建設は困難な状況にあるが、

世界的には原子力発電の重要性は変わらず、途上国を中心に原子力発電は増加の見込みである。」
「今後長期に新規建設がない場合、日本の産業基盤と人材の維持のためにも、海外市場に積極的に進出する必要がある。」と。

原子力業界の方は、福島原発事故以降、国内での原発建設が困難な中で、今後は海外輸出により一層活路を見出そうとしていることが明らかに言われております。露骨に言われている。

今回の四協定の承認というのは、この新しいバージョンの説明では特定のビジネスやプロジェクトを取り決めるものではないと言いながら、政府がこうした原子力業界の積極的な原子力ビジネス展開を可能にするためのもの、こういうことじゃないんですか。

○玄葉国務大臣 商談そのものはまさに民間企業が行うものである。ただ、協定は、先ほど申し上げた意義が大きく、ビジネスをする上での必要条件になっていることは確かだろうというふうに思います。

○笠井委員 では、あわせて聞いていきましょう。

日本が原発施設を輸出する際の相手国の安全性の確保についてでありますけれども、ヨルダンの原発受注をめぐるのは、フランスのアレバ社と連合を組む三菱重工業の原子力事業本部長が、昨年八月の朝日新聞グローブではっきりこう言っております。「長期にわたるビジネスであり、様々なリスクへの対応や金融面などで政府の支援を期待したい。」と。

政府は、この間、前原元大臣の答弁のときにも、いや、協定上からいうと我が国政府が相手国の事故に関して責任を負うことはないんだと。つまりは受注企業が負うことになるということで、万が一、仮にそういうことが起きた場合については国民の問題だというふうに言っていたわけですが、受注予定企業の側は、長期にわたってビジネスをやるので、リスクがあったとき、金融面などでは政府の支援を期待したいと求めてきているということではありますが、これはどっちなんですか。

○玄葉国務大臣 いわゆる企業の責任ということの問いだと思いますけれども、これは企業の契約内容であるとか、供与先国の原子力損害賠償に関する国内法令等に関して検討されるということでもあります。

だから、政府としてはあくまで、外国の原子力発電所で事故が起きた場合、相手国の意向を踏まえて、政府としての今回の原発事故に関しての知見と教訓を生かして、そういう意味での支援はしたいというふうに思いますけれども、例えば、我が国が締結をしている原子力協定は、仮に、我が国企業がシステムで輸出した原子力発電所、原子力資機材を供与した原子力発電所で事故が起こった場合に、その損害に対して我が国政府とか我が国企業が賠償の責に任ずるべき、そういう規定があるということではございません。

○笠井委員 規定があるかどうかじゃなくて、要するに、今回の協定に基づいて受注を予定している企業の側は、長い間のビジネスの期間があって、その中でいろいろなリスクがある、金融面でも大変になるかもしれない、そういうときには支援を期待したいと言っているわけですが、そういう形で受注予定企業の側から、いざというときには政府からそういう支援をしてほしいという要請を政府は受けているんじゃないですか。受けているかどうか。

○宮川政府参考人 政府としては、ベトナム及びヨルダンに関してはそのような要請を受けておりません。

○笠井委員 当然、この原子力協定について承認を求めるわけですから、政府の側も、いろいろ

なビジネスを可能にするということまで言ってきているわけですから、当然、受注企業や業界の関係の動向については注目していると思うんですが、三菱重工の原子力事業本部長が支援を期待したいということを言っていることは知っているんですか。

○宮川政府参考人 そのようなことは私どもは承知しておりません。

○笠井委員 私、そういう意味では支援するつもりもないですが、この協定について審査しようと思ったら、当然、そういう動向についても注目して、私はこういうことを見つけてただしているわけですが、政府の側が、実際にこれが通ったときに受注してやろうとしているところが政府に要請したいと言っている話を知らないというんですね。

○宮川政府参考人 大変恐縮ですが、外務省の中ではそのように承知しておりません。

○笠井委員 これだけの問題をやろうというときに、私はあらゆる情報をキャッチしてやるし、ましてや、これに基づいて出ていこうという企業が、政府にいざというときは助けてねと言っているわけですから、それぐらいのことは調べてしかるべきだ。

では、聞きますけれども、大臣、これは要請が来たら、そういうことは断りますか。今制度があるかどうかじゃなくて、企業の側が、当事者が、受注企業が言っていますよね。（玄葉国務大臣「事故が起きたときですか」と呼ぶ）だから、ここで言っているように、さまざまなリスクへの対応や金融面などで政府の支援を期待したいと言っているけれども、そういう要請があったって、これはできませんとはっきり断る、こういうことですね。

○玄葉国務大臣 これは先ほど答弁がありました。現時点で承知していないということでありますから、全く仮定の質問ですから、まさに、そういったことに対しては答弁を差し控えなきゃいけないだろうと思います。

○笠井委員 受注しようとしているところで、実際、もう外務省も繰り返し言っていました。ヨルダンが入札の期限があって、これは三菱とアレバが組んでいる、この協定が通らなかつたら入札に参加できない、相手はロシアとカナダだということまでさんざん言ってきたんだけど、その進出しようとしているところが、この協定が通った暁に受注したら、いざというとき、リスクがあったり金融面で大変だったら支援してねということについても、承知していない、そして仮定の話だ、それについては答えられない、こういうことになるわけですか。

○玄葉国務大臣 現時点で承知していないということですから、本来、私は答弁は差し控えるべきだろうと思いますけれども、ただ、さまざまな可能性というのは、それは否定はできないだろうというふうには思います。今の金融とか、事故のリスクみたいな話は、これは政府の問題ではないというふうに、先ほど申し上げたように、この協定でもそういう規定は置かれていないということでございます。

○笠井委員 さまざまな可能性は否定できないという話です。

あれこれ言いますけれども、結局、日本で原発が廃れてしまうことを恐れて、海外に活路を求めている、先ほど紹介したような原子力産業協会の部長の話です。そうした原発業界、原子炉メーカーなどの利益のために、いざというとき、公的資金まで使って原発輸出を進めるということになってくる。事故があったかどうかということに限定して言われたけれども、さまざま、金融面ということだってあり得るという話だったわけでしょう。さまざまな可能性は否定できないと

ということですが、私は、大臣御出身の福島県民を初めとして、日本の国民の願いよりも原発ビジネスを優先させるということにならないかというふうに言いたいと思うんです。

折しも、十一月三十日に公表された二〇一〇年の政治資金収支報告書でも、六億円の原発マネーが日本原子力産業協会の会員企業から政界に流れている事実が明らかになりました。審議入りに対しても直ちに歓迎のコメントを出したのが原発メーカーだった。私は、こうした癒着の実態もきちっと調べなければ、このまま協定を通すなんていうことはあり得ないというふうに思います。

こんな原子力協定は認められない、四協定はきっぱり審議未了、廃案にすべきだと、時間が来ましたので、このことを申し上げて、質問を終わります。